

日行連発第181号  
令和2年5月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
法務業務部  
部長 相羽 利子

テレビ電話を利用して認証を受ける場合の委任状の送付方法について（周知）

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令」が改正され、令和2年5月11日より施行されております。この改正により、公証役場において面談することなくテレビ電話を使用する電子定款認証手続が、より利用しやすくなったということです。

委任を受けて作成した電子定款についてテレビ電話を利用して認証を受ける場合、その委任状を公証人に送付する方法として、オンラインシステムを通じて電子署名が付された電子委任状を送信する従来の方法に加えて、新たに、委任者の実印の押捺された紙の委任状と委任者の印鑑証明書を郵送する方法によっても可能となりました。

各単位会におかれましては、当該制度の利用について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、委任状・印鑑証明書等を郵送する際には、返信用レターパック等の同封が必要ということですので、詳細につきましては各担当公証人に確認されるよう会員へ周知くださいますようお願いいたします。

別紙：「委任を受けて作成した電子定款についてテレビ電話を利用して認証を受ける場合の委任状の送付方法について（お願い）」（令和2年5月1日付・日公連第9号）

※日行連ホームページの会員専用サイト（連 con）でも周知しています。

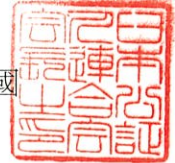
日公連第9号  
令和2年5月1日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊 殿

日本公証人連合会

会長 大野 重 國



委任を受けて作成した電子定款についてテレビ電話を利用して認証を受ける場合の委任状の送付方法について（お願い）

平素から、公証制度等の運用に関し、種々の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を受けて、当会でも、出勤者の削減等に取り組んでいるところであり、このため、貴連合会をはじめ、行政書士の諸先生方には多大な御不便をおかけしているかと思いますが、現下の情勢に鑑み、御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）の一部を改正する省令」が、令和2年5月1日（金）に公布され、同年5月11日（月）に施行されます。

これにより、発起人、設立時社員等から定款作成の委任を受けて作成した電子定款について、テレビ電話を利用して公証人の認証を受ける場合、発起人、設立時社員等からの委任状を公証人に送付する方法として、電子署名の付された電子委任状を登記供託オンラインシステムを通じて送信する従来の方法に加え、新たに、「発起人、設立時社員等の実印の押捺された紙の委任状と、当該委任者の印鑑証明書を郵送する方法」によっても可能になります。

この改正により、テレビ電話を使用した電子定款の認証手続きがより利用しやすくなります。また、現下の新型コロナウイルス感染症防止対策のため、外出や面談を避ける必要がある状況下では、テレビ電話による定款認証制度の利用により、行政書士が公証役場において公証人と面談することなく、定款認証手続きを行うことができることから、その活用を図ることは、このような感染症防止対策上、意義のあることと思われまます。

この度の省令改正を受け、電子定款認証制度におけるテレビ電話の活用を図ることにつきまして、より一層の御理解をいただき、会員の皆様に御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、大変恐縮ですが、テレビ電話を利用して公証人の認証を受ける場合に委任状・印鑑証明書等を郵送するときには、返信用のレターパック等（返送先の宛名を記載したもの）を同封していただくという取扱いをお願いすることとしました。子細は担当公証人にお尋ねいただき、お手数・御負担をおかけいたしますが、何分御協力の程お願い申し上げます。

なお、テレビ電話を利用しないで行う認証手続については、従前どおりであり、手続の変更はありません。

今後とも、貴連合会とともに、適正かつ迅速な業務を推進していきたいと思っておりますので、よろしく御指導・御鞭撻の程お願い申し上げます。